**平成３０年（フ）第３０８号**
京都市山科区大宅打明町２番地　山科大宅団地１棟201
債務者　木村政子こと　ＰＡＲＫ　ＪＵＮＧＪＡ　朴　　政子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成３０年（フ）第３９０号**
京都市山科区小野御所ノ内町９番地１　フォーブル小野203号室
債務者　沖　友紀子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成３０年（フ）第３９２号**
京都市山科区小野御所ノ内町９番地１　フォーブル小野203号室
債務者　沖　　京子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成３０年（フ）第１６２号**
堺市西区鳳中町１丁12番地９　北田マンション３Ｆ
債務者　藤井　靖則
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第３２５号**
大阪府柏原市法善寺４丁目356番地の３
債務者　冨田　季記
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第３５６号**
堺市東区日置荘原寺町108番地５　ドリーム萩天201号
債務者　中筋　雅人
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第３７４号**
堺市中区深井清水町3570番地　プレオール深井305号
債務者　髙橋　訂宏
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成３０年（フ）第９１号**
高知県南国市小籠１丁目11番11号　ハイツレインボー101
債務者　山本　知代
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
　　高知地方裁判所破産係

**平成３０年（フ）第１００１号**
大阪市生野区小路２丁目１番１号　オレンジハウス小路　603号
債務者　島田登美枝
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１２５１号**
大阪市浪速区難波中３丁目16番４号ハイツ富士　403号
債務者　三好　慶佑
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１４４９号**
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　花井　正江
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１４８２号**
大阪市城東区関目４丁目６番13号　プレアール関目Ⅱ　203号、前住所大阪市鶴見区緑１丁目11番18―403号
債務者　横井　一美
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１５１１号**
大阪市東成区神路１丁目12番７号　ロイヤル神路Ⅱ　102号
債務者　中村　兼吾
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１５１２号**
大阪市東成区神路１丁目12番７号　ロイヤル神路Ⅱ　102号
債務者　アルテ美容室こと　中村　詔子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１５３４号**
大阪府門真市五月田町22番10―303号
債務者　中川　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１５４７号**
大阪府八尾市南本町８丁目３番７―104号
債務者　尾野　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第１５６９号**
大阪府池田市城南３丁目11番６号エクセライフ池田205
債務者　大北　恵里
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部